

ティップネス・キッズ 会 則

1.総則

第1条 (定義)

本会則によって定める条項は株式会社ティップネス(以下会社という)が運営するティップネス・キッズ(以下総称して「本スクール」という)に適用されるものとします。また、会社が運営する全ての施設を総称して「本クラブ」という。なお、外国語との対訳形式による本会則において、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。

第2条 (目的)

本スクールの会員が、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

2.会員

第3条 (会員)

- ①本スクールは会員制とし、入会する際に店舗ごとに定められたクラスで契約した会員（以下「会員」という）の利用範囲に応じて、本スクールの参加および本クラブ内の諸施設・諸サービスを利用することができます。
- ②本スクールはサービスの一部を、会社が運営・提供するウェブサイトおよび各種ウェブアプリ(以下会員WEBサイト等という)にて提供し、会員は会員WEBサイト等の規約等に同意の上会員登録することにより、コンテンツ提供サービスを利用することができます。
- ③会員の契約期間は、月単位で会社が別途定めた期間とし会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。
- ④会員の責任事項は全て親権者の責とします。

第4条 (入会資格)

- 本スクールの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。
- ①0歳以上15歳以下で、親権者が本会則を承認し、諸規則を遵守する方。
 - ②親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを親権者自ら保証する方。
 - ③入会に先だって、本スクールの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。
 - ④本人または親権者が過去に本スクールで除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。
 - ⑤次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。
 - ・本人または親権者に刺青、ファッションタトゥーがある方。
 - ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
 - ・一人で参加できない方。
 - ・レッスンに参加する同伴者が妊娠している方。
 - ・上記の他、会社が審査を必要と判断した方。
 - ⑥その他、会社が本スクールの会員として不適切と判断してない方。

第5条 (入会手続き)

- ①本スクールを利用する方は、本会則を承認の上、入会手続きを行い所定の料金を納入し会社の承認を得、契約を行う事により会員となります。
- ②会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、および会費

- 決済に必要な親権者情報を登録するものとします。また、会員の親権者は登録内容が正確であることを保証するものとします。
- ③会員は入会手続きによって付与された会員番号により、会員WEBサイト等に登録されます。会員は同サイト等の利用規約に同意の上パスワード・メールアドレス等、所定項目を登録するものとします。
 - ④会員資格を喪失した方が、本スクールに入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本スクールは、第4条④により再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。

第6条 (親権者の責任)

入会を希望する場合は、親権者が入会申込みを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を全て負うものとします。

第7条 (会員証)

- ①会社は会員に対して会員証を発行します。会員は本スクールに参加するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示いただきます。
- ②会員は会員資格を喪失したときは、親権者の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- ③紛失したときは速やかに所定の方法で必ず再発行手続きをお取りいただきます。
- ④会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡できません。

第8条 (諸会費・諸料金)

- ①会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本スクールは会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- ②諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。
- ④利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は、月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、会社が別途定める基準によるものとします。
- ⑤会社は本スクールの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、クラスの改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。
- ⑥月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ⑦一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第8条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。

第9条 (クラスの受講)

- ①会員は店舗毎に定められたクラスを受講しなければなりません。(クラスの内容、開講日時、料金、会員の受講資格については別途定めます。)

- ②会員は、会社が別途定める振替制度に則り、クラスの振替受講ができるものとします。
振替受講を希望する場合は、会社指定日までに届けるものとします。

第10条 (退会)

- ①会員本人の都合による退会は、親権者が退会希望月の25日迄(休館日の場合は前営業日)に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。本スクールは手続きの際《退会ご確認書》を交付し、親権者はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。
- ②親権者来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第10条①と同様です。

第11条 (会員資格の譲渡、貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡または貸与することはできません。

第12条 (会員の休会)

本スクールは、会員の休会制度はありません。

第13条 (諸手続き)

- ①会員はクラスの変更等の手続きを、別途定める所定の方法で完了しなければなりません。
- ②会員は入会手続きの際に登録した内容に変更があった場合、速やかに変更手続きを行わなくてはなりません。また、その後に変更があった場合も同様とします。
- ③会員の氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本スクールが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとし、届出書の取り交わしを省略する場合があります。

第14条 (会員除名)

- 会員または親権者が次のいずれかに該当した場合、会社は除名とすることができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営するすべての施設に入会および立ち入ることができないものとします。
(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- ①本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
 - ②諸会費、諸料金の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。
 - ③入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。
 - ④会社が本スクールの会員としてふさわしくないと判断したとき。
 - ⑤親権者が暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
 - ⑥第18条各号の禁止行為を行ったとき。
 - ⑦その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第15条 (会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①退会したとき。
- ②会員が提携クレジットカード会社(株式会社オリエントコーポレーション、株式会社ジャックス、ライフカード株式会社)へ申し込んだ会費決済料金集金制度またはティップネスカードで会費を支払う場合で、会社が提携クレジットカード会社より会費決済について契約不成立、解除または無効の通知を受理したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。)
- ③除名されたとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤本スクール・本クラブを廃止したとき。

第16条（健康管理）

- ①会員は各自の責任において健康管理を行うものとします。
- ②会員は疾病により医師に運動や入浴を控えるように指示された場合、または施設およびサービスの利用にあたり治療中の疾病もしくは疾患の疑いが生じた場合には本スクールへ申告するものとします。本スクールは会員からの申告または施設およびサービスの利用中に疾病もしくは疾患の可能性が生じた場合にはメディカルチェックを実施し、その結果により施設の利用に差し支えがないことを確認するものとします。

3.施設・サービス利用

第17条（諸規則の厳守）

会員は本スクール参加・本クラブ施設利用に際して、本会則および会社が別途定める規則、注意事項を厳守し、従業員の指示に従っていただきます。

第18条（禁止事項）

- 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員または同伴者による次の行為を禁止します。
- ①動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く）
 - ②刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
 - ③施設内で喫煙すること。（電子タバコ・無煙タバコを含む）
 - ④許可なく施設内で撮影・録音すること。
 - ⑤本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
 - ⑥他人や従業員、本スクール・本クラブおよび会社に関する事柄を口頭、文書、電子的手法を通じて流布すること、誹謗中傷すること。
 - ⑦許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をすること。
 - ⑧他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
 - ⑨痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
 - ⑩他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
 - ⑪正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
 - ⑫他人の施設利用を妨げる行為。
 - ⑬支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
 - ⑭酒気を帯びて施設内に入場すること。
 - ⑮過剰、不当な要求行為。
 - ⑯その他、本スクール・本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第19条（入場禁止、退場）

- 会社は下記の項に該当する会員または同伴者に入場禁止、退場を命じることができます。
- ①本会則および諸規則を遵守しない方。
 - ②集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。
 - ③正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
 - ④第4条の入会資格を満たしていないと会社が判断した方。
 - ⑤第18条で禁止されている行為を行った方。

第19条の2（施設・サービス利用制限）

会社は下記の項に該当する方に施設・サービス利用の制限を命じることができます。

- ①健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている方。
- ②会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。

第20条（損害賠償）

- ①本スクール参加・本クラブ施設利用に際して本人または第三者に人的・物的事故が生じ、その事故について会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。
- ②会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。

第21条（盗難）

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社に帰責事由が認められる場合に限り、会社は適正な範囲の賠償をするものとします。

第22条（紛失物・忘れ物・放置物）

- ①会員が本スクール参加・本クラブ施設利用に際して生じた紛失については、会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ②忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処理させていただきます。

第23条（会員外利用者）

会社は、会員以外の方(以下会員外利用者という)に本スクールの見学、施設・サービスを利用させることができます。会員外利用者についても本スクール参加・本クラブ施設利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則を適用します。

第24条（利用案内）

本会則に定めない本スクール運営事項については、施設内掲示あるいは利用案内または会社が別途定める規則に定めます。

4.スクール営業

第25条（営業時間）

営業時間は別途定めます。

第26条（クラスの休講）

会社は運営上、開講が困難な事由が生じたとき、クラスを休講することがあります。休講分の受講権利は、振替権利の付与もしくは諸会費・諸料金の充当をいたします。

第27条（施設の利用制限と休館）

- ①本クラブは別途予め指定する期間を年次休館(年末年始・夏季)とするほか、年一回一定期間をメンテナンス休館、施設点検日を定期休館とします。
- ②①の休館のほか本クラブは、次の理由により施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休館ことがあります。
 - (1) 気象、災害、警報、注意報、疫病・感染症等の拡大蔓延等またはそのおそれがあり、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。
 - (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。
 - (3) 入居している複合施設が休館するとき。
 - (4) 館内改装、施設の改造または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。
 - (5) 疫病・感染症等の拡大蔓延防止等のため、公的機関による命令・要請・働きかけがあったとき。

- (6) その他、会社が休館または一定時間の利用制限が必要と判断したとき。
- ③予め予定されている休館は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。尚、諸会費・諸料金については別途会社が定める基準によるものとします。

第28条（本スクール・本クラブおよび施設の廃止・統合）

会社は次の理由により、本スクール・本クラブの全部または一部を廃止・統合することがあります。

- ① 気象、災害等により施設を休館し、再開業が困難と判断したとき。
- ② 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

本スクール・本クラブの廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本スクールの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。

5.その他

第29条（個人情報保護）

会社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言いたします。プライバシーポリシーは、会社ホームページに掲載いたします。

第30条（会則の改定）

会社は本会則を改定することができ、改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第31条(告知及びご連絡)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。

第31条（告知及びご連絡）

- ①本会則に別途定めがある場合を除き、会社が会員に対して行う告知およびご連絡は、施設内への掲示および会社のウェブサイト、会員WEBサイト等または電子的手法で掲載するものとし、会員は会社からの告知およびご連絡に留意するものとします。また、本クラブにおけるキャンペーンその他の告知内容を会員が認識されなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。
- ②会社から会員への郵送または電子的手法でのご連絡は、会員が会社に申告した住所またはアドレス等に宛て発信されるものとし、当該住所またはアドレス等に宛てて発信された書面または電子的手法でのご連絡が会員に到達しなかったことについて、会社は何らの責任も負わないものとします。

附則

本会則は、2024年5月1日より施行いたします。

以上

株式会社ティップネス